

資源循環・廃棄物処理のD X推進事業実施要綱

(制定) 令和6年3月19日付5環資計第669号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）がサーキュラー・エコノミーへの移行促進に向けて産業廃棄物処理業者のデジタル・トランスフォーメーション（以下「D X」という。）を推進するため、産業廃棄物処理業者が行うD Xを活用したサーキュラー・エコノミーに貢献する新たな事業構築の取組を支援する「資源循環・廃棄物処理のD X推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の概要)

第2条 都は、産業廃棄物処理業者のうち、優良性基準適合認定制度の認定を受けている者等に対して、資源循環・廃棄物処理に関するD Xを活用したサーキュラー・エコノミーに貢献する新たな事業構築の取組に必要な経費の一部を補助する。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 サーキュラー・エコノミー

従来の3 Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものをいう。

2 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項及び廃棄物処理法施行令第2条で定める20種類の廃棄物をいう。

3 産業廃棄物処理業者

廃棄物処理法第14条及び同法第14条の4に基づき、東京都知事又は八王子市長の産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業）許可を有する業者をいう。

4 D X

データとデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性確立を目指すことをいう。

5 優良性基準適合認定制度

健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展、優良な処理業者の育成と適正処理の推

進、排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供を目的として、東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要項（平成 21 年 7 月 28 日付 21 環廃産第 220 号）に基づき、都が指定した第三者評価機関である公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理・資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を「産廃エキスパート」、「産廃プロフェッショナル」として評価・認定する制度をいう。

（本事業の内容）

第 4 条 本事業の具体的な内容は、次のとおりとする。

1 補助対象者

優良性基準適合認定制度に基づく「産廃エキスパート」又は「産廃プロフェッショナル」いずれかの認定を現に受けている、若しくは補助対象事業の完了から 60 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のうちいずれか早い日までに認定を受ける予定の産業廃棄物処理業者

2 補助対象事業

資源循環・廃棄物処理に関する D X を活用したサーキュラー・エコノミーに貢献する新たな事業構築の取組であって、次の全てを満たすものとする。

なお、補助対象事業のうち、建設廃棄物、オフィス・商業系廃棄物及び特別管理産業廃棄物に関する取組を重点分野とする。

- 一 産業廃棄物排出事業者と連携した取組であること。
- 二 事業構築に際し、補助対象者において、サーキュラー・エコノミーへの貢献に資する数値目標を設定するとともに、補助対象事業の完了時に設定した目標を達成すること。
- 三 補助対象事業の完了から 60 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のうちいずれか早い日までに、構築した事業の排出事業者への提供を開始すること。

3 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、次に該当する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の一部とし、詳細は別表に記載のとおりとする。

- 一 外注・委託費
- 二 広報・宣伝費
- 三 原材料・副資材費
- 四 機械装置・工具器具費
- 五 産業財産権出願・導入費
- 六 専門家指導費
- 七 賃借費

4 補助期間

補助金の交付が決定された日が属する月から起算し、月を単位として引き続く 24 月を限度とする。ただし、補助期間の末日は令和 9 年 3 月 31 日以前とし、補助金の交付が決定された

日より前に要した経費については補助対象外とする。

5 補助金額

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、補助期間が月を単位として12月以下の場合
は10,000,000円を、13月以上24月以下の場合20,000,000円を補助限度額とする。

6 補助金額に係る端数処理

補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本事業の実施体制)

第5条 都は、次のとおり本事業を実施する。

1 都は公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

一 公社が補助対象者に対して補助をするために造成する基金への出えん

二 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助

三 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(本事業の実施期間)

第6条 本事業の実施期間は次の各項のとおりとする。

1 本事業の補助金交付申請の募集は、令和6年度及び令和7年度に行う。

2 本事業の補助金の交付は、令和6年度から令和9年度まで行う。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年3月19日付5環資計第669号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	備考
外注・委託費	(ア) 自社で直接実施することが困難又は適当でないものについて、外部の事業者等（大学・試験研究機関を含む。）へ委託する場合に要する経費 (イ) 共同研究に要する経費 (ウ) 試作品等の運搬委託に要する経費 (エ) 顧客ニーズ調査に要する経費 (オ) 構築した事業に係る認証又は登録に要する経費
広報・宣伝費	(ア) 展示会等への参加等に要する経費 (イ) イベント等の開催に要する経費 (ウ) 広報ツール等の製作に要する経費 (エ) 広報の掲載に要する経費 ※ (ア) から (エ) までの経費に係る補助金額の合計は、補助金額の2割を上限とする。
原材料・副資材費	取組のために直接使用し消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	取組のために直接使用する機械装置・工具器具等の購入、レンタル及びリースに要する経費
産業財産権出願・導入費	構築した事業に係る特許・実用新案等の出願に要する経費及び特許・実用新案等を他の事業者から譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む。）を受けた場合の経費
専門家指導費	外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費
賃借費	取組の遂行に必要な施設等を新たに借りる場合に要する経費